

資料提供  
令和8年2月6日  
課名:産業廃棄物対策課  
担当:波谷  
内線:2962  
外線:082-513-2963

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

### 1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社坂本建設に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

### 2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	株式会社坂本建設 代表取締役 坂本 衛 (広島県広島市安佐南区長東西一丁目 2069 番地2)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409219658号 許可年月日：令和3年1月21日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和8年2月6日
処分理由	同社の役員は、令和3年12月16日付けで、広島簡易裁判所において、法第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第2号に該当するものとして、法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。